

白岡市職員の育児休業等に関する条例及び白岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 白岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第16条の7第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。))を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>第2条 白岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当</u>及</p>	<p>第1条 白岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第16条の7第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。))を除く。)</u>のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(<u>会計年度任用職員</u>を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>第2条 白岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及<u>び期末手当</u></p>

び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2・3 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第13条の2 給与条例第16条の7の規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の7の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 給与条例第16条の4から第16条の6までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第16条の4第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第22条の2 給与条例第16条の7の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以

をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2・3 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 給与条例第16条の4から第16条の6までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第16条の4第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 略

内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の7の規定による勤勉手当の支給について準用する。